

No. 119

号集特間週る考える税を

若松税務署管内税務推進協議會會報
編集人兼行
北九州市若松区白山1丁目9-4
竹内清二
(761)4125

A high-contrast, black-and-white graphic illustration of a city skyline at night. The buildings are rendered with heavy shadows and bright highlights, giving them a metallic or reflective appearance. In the foreground, there's a dark, textured area that looks like a paved surface or a wall. A prominent feature is a large, multi-story building on the left side of the frame. The overall style is abstract and moody, with a focus on geometric shapes and light patterns.

老松町

昔、勝田や勝ノ浦方面から若松の町に出てくるには海沿いに小石崎から小田山を巡って老松町を下つたそうである。道の曲がり角に大きな井戸のあつた大井戸通りが、狭い路地のもううな道であつたためだろう。大正時代まで現在の消防署あたりに松林があつて、付近の海岸は夏になると海水浴場になっていたという。

老松の名は、海沿いに大きな松の木が並んでいたため。以前、小田山の下に大きな潮湯があつたのを演じてらる人ゆきだるといひた。ゆきだるのりひを想像してみれば、老松町筋から東北側は一面の海岸で、限りなく広々としたながめ。聞こえてくるのによつては、波の音と古い松のりすえを渡る風くらいで、道を行くのはやうやく自転車か馬車、荷車の類だつた。

小畠の妻の娘がひびと人が姿を消して家並みの風景は改築された。

総文 片山 正信氏
(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より

税を考える週間

～くらしを支える税～



税に関心を持つどう！
考えると見える生活がある。

期間

11月11日

11月17日

● ● ● 国税庁のオンライン手続の取組 ● ● ●

年末調整申告 × マイナポータル

納付手続 × キヤシジトボッシュ
税務相談 × チヤツペーパーペース化
電子申込 ×

税を考える週間 検索



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

リンク先URL
このリンクは日本語版のURLです。
リンク元URL

法人番号
7000012050002

くらしを支える税

~~~~~ 令和2年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~

| 月               | 日           | 曜      | 行 事 名                                | 開始    | 終了    | 主 催       | 場 所         |
|-----------------|-------------|--------|--------------------------------------|-------|-------|-----------|-------------|
| 11              | 6<br>~<br>9 | 金<br>月 | 小学生の税の書道展<br>(9日は15:00まで)            | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会 | サンリブ若松1階催事場 |
| 11              | 10          | 火      | ラジオ放送「明日への扉」                         | 11:00 | 12:00 | 若松法人会     | エアステーションひびき |
| 11<br>中旬～<br>下旬 |             |        | 納税表彰(表敬訪問)<br>表彰状伝達<br>(高校生の税に関する作文) | —     | —     | 各表彰場所     |             |
|                 |             |        | 租税教育推進校表彰                            | —     | —     | 若松税務署     | 表彰高校        |
|                 |             |        |                                      |       |       |           | 表彰校         |

## ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、また、インターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターでも発信しておりますので、是非、ご覧ください。

## 受彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

|        |         |       |                    |
|--------|---------|-------|--------------------|
| 福岡国税局長 | 納税表彰受彰者 | 岩見美知代 | (若松法人会 副会長)        |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 竹内 清二 | (若松法人会 副会長)        |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 西谷 信博 | (若松法人会 理事)         |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 藤村由紀子 | (若松法人会 理事)         |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 川地 啓輔 | (若松法人会 理事)         |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 須賀 昭治 | (若松法人会 理事)         |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 中野 弘子 | (若松法人会 理事)         |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 田口 真崇 | (九州北部税理士会若松支部 税理士) |

# 間税会

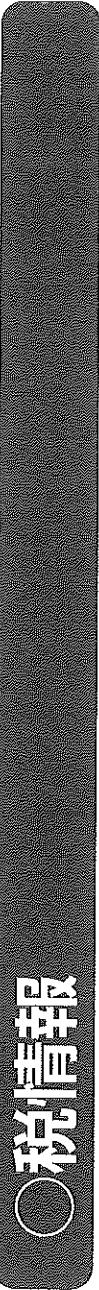
## ○令和元年度通常総会の開催(書面議決)の結果について

令和2年6月5日付をもって、令和元年度通常総会議案に対し、書面による賛否を求めたところ、收受した有効回答数は会員143人中119人であった。

書面による賛否の結果は以下のとおりである。

- |                         |        |      |
|-------------------------|--------|------|
| 1. 第1号議案 令和元年度事業報告の件    | 賛成 119 | 反対 0 |
| 2. 第2号議案 令和元年度収支報告の件    | 賛成 119 | 反対 0 |
| 3. 第3号議案 令和2年度事業計画(案)の件 | 賛成 118 | 反対 1 |
| 4. 第4号議案 令和2年度収支予算(案)の件 | 賛成 118 | 反対 1 |

この結果、全ての議案について承認可決されました。



## 〈税務署での面接相談は、事前予約が必要です〉

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

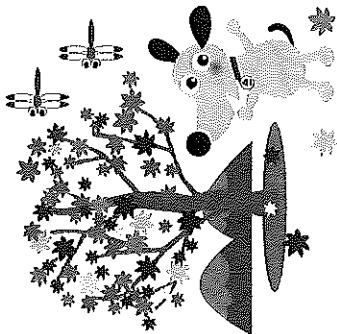
予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

## バスハイク中止のご案内

毎年10月開催のバスハイクですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は中止させていただきます。

毎年バスハイクを楽しみにされていた方には誠に申し訳なく、残念ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

# 法人会の事業活動紹介



今年はコロナ禍に見舞われ、若松法人会は「夏のクベ」や「バス研修」の中止など例年通りの事業活動ができなくなりました。そのような状況でも元気に続いている事業活動を紹介いたします。

## 若松法人会ラジオ番組「明日への扉」

広報委員会＆青年部会のメンバーがパーソナリティとなり、毎月第二火曜日午前11時から正しい税の情報と楽しいおしゃべりや音楽を約1時間お届けしています。(AIR Station Hibiki(88.2MHz)) また、この番組は7月からYouTube配信をはじめましたのでアーカイブを見ることができます。



## 献血支援活動

日本赤十字社の献血活動に合わせて献血者にお礼の「パン」を配布する活動を通じて献血活動を支援しております。



4月2日 若松3支部 献血支援活動(二島工業団地)



4月2日 若松3支部 献血支援活動(遠賀町役場)

**新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!**

**法人会会員企業にお勤めの皆さまへ  
ネット医療相談サービスのご案内**



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの後員・従業員であれば、  
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談については回数制限はありません。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額+税込)になりますので、翌月無料分のご利用をお勧めです。

記載のサービスは、2020年10月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

**Aflic**

サービスは、アフリックの運営です。  
株式会社メディカルノートが提供します。



MedicalNote お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qaj.jp

MedicalNote お問い合わせ



## 税務相談所は

# 税のアドバイザーダ

帳簿のつけ方が忙しくて  
わからぬい

こんな時に  
ご利用下さい。



税務署に行くのが  
苦手だ

帳簿のつけ方が忙しくて  
手が足りない

- 税務相談所とは……
- ① 税務の指導相談
  - ② 記帳の指導
  - ③ 記帳の代行
  - ④ 各種税務の申告書の作成
  - ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知りになりたい方は、

(下記の)  
各税務相談所へ

- 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方  
記帳代行料……記帳整理を依頼したい方  
但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい  
各種手数料……実費程度

会費等について

①記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方

②記帳代行料……記帳整理を依頼したい方

③各種手数料……実費程度

### 〔若松税務署管内の税務相談所〕

**若 松 税 务 相 潜 所** 中間市長津一丁目7-1  
中間商工会議所内  
(電話) 245-1081番

**中 間 税 务 相 潜 所** 若松区本町三丁目11-1  
ペイサイドプラザ若松本館4F  
(電話) 771-3726番

**芦 屋 税 务 相 潜 所** 遠賀郡芦屋町中の浜9-52  
芦屋町商工会内  
(電話) 222-2111番

**水 卷 税 务 相 潜 所** 遠賀郡水巻町須未北一丁目9-7  
水巻町商工会内  
(電話) 201-7551番

**遠 賀 垣 税 务 相 潲 所** 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36  
岡垣町商工会内  
(電話) 293-0165番

**岡 垣 税 务 相 潲 所** 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36  
岡垣町商工会内  
(電話) 282-0294番

貴由  
母-ムロタマ

令和2年度 事業活動基本方針

一般社団法人 全国青色申告会総連合

組織の力を結集し難局を乗り越え  
青色申告運動に邁進

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている。世界各国で感染者者が多数発生し、移動制限、外出禁止などにより社会活動が大きく制限された。わが国でも、緊急事態宣言が発出され、緊迫した状況が続き、経済活動は急速に縮小している。

小規模事業者を取り巻く経済環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。この危機を乗り越え、経済の力強い回復への基盤を築くため、政府の緊急経済対策等を有効に活用できることを、青色申告会の政策提言により、小学校休業等によるよう会員企業に情報提供等を行う。青色申告会の政策提言により、小学校休業等による感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に青色事業専従者を含むことができる。今後も個人企業が支援の対象から外れることがないよう引き続き注視する。

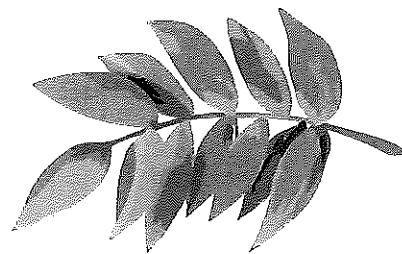
個人事業者の継続・発展のため、税制・社会保障の環境整備が急務である。青色事業主勤労所得控除の実現や消費税法の見直し、個人版事業承継税制のさらなる支援など経営環境の整備と税制の簡素化、誰もが安心できる社会保障制度確

立のため運動を引き続き強力に展開する。

緊急経済対策等により納税猶予や消費税課税選択の変更など税制上様々な措置が講じられた。また、青色申告特別控除65万円の適用要件が見直されるなど申告納税環境も変化を続けていく。会員企業への周知、広報活動の徹底ときめ細やかな指導相談、アトリリターンAをはじめ情報通信技術を積極的に活用した本部調整機構の取組。

青色申告会は、感染症の蔓延により会勢拡大・組織運営・指導相談体制の縮小見直し・感染防止対策など様々な対応に追われている。青色申告制度施行・青色申告会結成70年を契機に会勢拡大をはじめ、将来を見据えた組織運営・指導相談のあり方等を議論しその方向性をうち出していく。

危機は組織に変革や成長を求める。個人事業者からより信頼される組織運営を進めるために全国の青色申告会の力を集めてこの難局を乗り越える。



令和2年9月4日に臨時役員会を開催いたしました。令和3年4月1日に創立50周年を迎えるにあたり、記念行事の開催の有無を話し合いました。コロナウイルス感染症の状況次第ではありますか、何らかの方法で開催することを、決議しました。

## 税制政策活動の推進

多様な働き方を認めた社会の実現のために  
新型コロナウイルス感染症のわが国経済社会に与える影響が甚大なものであることを鑑み、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。会員企業に情報提供するとしてさらに必要な施策について提言と陳情を行った。

日本経済と地域を支える個人事業者  
は、店舗を構える小売り・卸などの伝統的な業種が減少し、業務委託契約等によるフリーランスなど雇用的自営が増加して  
いる。

事業者は、消費税の改正など税制の複雑化により過度な事務負担を強いられており。さらに免税事業者は、令和5年10月からのインボイス制度導入により企業間取引からの排除につながりかねない。区分記載請求書等保存方式の堅持を求める声も零細な事業者の事業継承を阻害しないよう、経済活動に中立で誰もが理解・協力できる簡素な仕組みを求めて

小規模企業税制確立議員連盟、関係省庁ならびに関係団体との連携・協調のもと個人事業主が公平に扱われるよう経営環境の整備に向けて一丸となって運動を推進する。

## 【重印專項】

- 1 青色事業主労所得控除の早期実現

2 個人版事業承継税制の利用拡大のための税制支援

3 消費税区分記載請求書等保存方式の整持

4 税制の簡素化による納税環境の整備

5 社会保障制度革命の推進

ブルーリターン8月号より引用

# 青田母語歌のタルカト

## 感染症への主な支暖策の紹介

青色申告会のホームページ上、全青色のホームページ [<https://www.zenaoirobr.jp>] では、新型コロナウイルス感染症への主な支援策をまとめて紹介しています。個人事業主と個人・世帯の立場で利用できる主な施策について、関係省庁のホームページのリンクを掲載しており、最新の情報へアクセスできます。ぜひ、活用ください。





## 令和元年度 中学生の「税についての作文」

### 内閣総理大臣賞

# 「未来を支えるために」

熊本県玉名市立玉名中学校 二年 堤 柚杏

私の祖父は、みかん農家だ。小さい頃から秋の収穫時期には、必ず手伝いに行っている。

ある日祖父の家に行くと、数ヶ所あるみかん畑の中の一つの畑が、見た感じのない景色に変わっていた。みかんの木が一本もなくなってしまったのだ。びっくりして

「どうかや、みかんの木どうした?」と祖父にたずねる。

「みかんの木は植え替えるんだ。ついにまた新しいみかんの木は植えるけれど、四年たつたらまたみかんがなるよ。」と言つた。

みかんの木にも寿命があるて、四十年から五十年たつと、みかんの実がなる量が減ってきて、植え替えが必要になるそうだ。どうりでこれから四年以上は、みかんの収穫量がかなり減るといつていいがる。

心配になつて、祖父に大変いやなんのかとたずねると、祖父の答ははつた。

「うん。だけや、みかんの改植ばして収穫が出来るようになるまでの間、国からの補助があるとだい。」

「え? それで税金からっていいの?」

「そうだい。」

驚いた。「ううう所にも税金が使われてひだんな。」

この税金からまがなわれる補助金のおかげで、祖父は大切なみかんの木が寿命をむかえても、まだ新しめみかんを育てる楽しみができる。そして、長い間にかん作りに精を出す祖父が生きがいを持つことにもつながるのだ。

この補助金を受けたりがでる畑には、それぞれ植えるみかんの品種が指定されている。そつだだから、いろいろな品種を作る農家に分担されるといふので、価格競争が少しほ抑えられるといつてメリットもあるそつだ。

農家に給付される補助金には、他にも、農地を整理するためのものや、農機具

を購入するためのものなどがあり、どれも農業を継続していくための大切な支援となつてゐる。

私はこれまで、社会保障や教育に税金が使われていることを学んできた。働いている人が税金を納めることは当たり前だとしても、消費税が上がり、買い物をするたびに税金として支払うお金が増えるのはいやだなと思ってはだ。しかし、税金は思つてもみんなつだじつで私たちの生活を支えてくれてゐる。それを知つた私は、譲らしい義務を果たしてゐるんだと感じるのであつた。

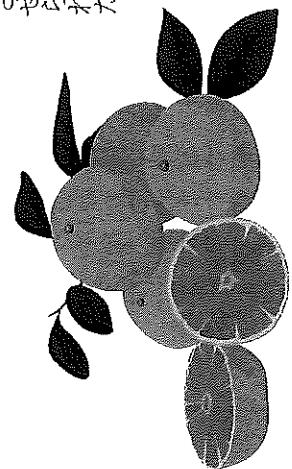
高齢化が進み、農業をする人が減つてゐるのは、日本の自給自足率を保つための大きな問題となつてゐる。若い人が農業を引き継ぐ、または新しく始めるには、多くの経費がかかり、将来への不安にもつながつてゐる。

私は将来農業にたずねわつてしまだい

中村 誠 税理士事務所

中村 誠 税理士

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877



## ボランティア団体への助成金

九州北部税理士会では、さまざまな形で地域に貢献する活動を行っているボランティア団体の支援を毎年行っています。

本年は6月19日に行われた定時総会において、子どもたちへの絵本の読み聞かせなど読書推進活動を行う福岡県筑後市、「ちくご読書の会ペえじ」、国内外に葉隠の啓蒙活動を行う佐賀県佐賀市の「葉隠研究会」の2団体に対し助成金をそれぞれ贈りました。

支援を希望される団体があるりましたら、税理士会若松支部まで、ご連絡ください。

### 税理士会若松支部

(五十音順)

| 氏名    | 事務所所在地                        | 電話            | 氏名    | 事務所所在地                                  | 電話               |
|-------|-------------------------------|---------------|-------|-----------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号             | 283-2445      | 田口 真崇 | 北九州市若松区小畠ひびきの3丁目5番1号                    | 741-5775         |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                 | 243-1188      | 竹内 清二 | 白山1丁目9番4号                               | 761-4125         |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                  | 281-5005      | 竹内 治美 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                 | 761-4125         |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                 | 245-6748      | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                         | 090<br>8825-7000 |
| 伊藤 達夫 | 〃 弥生1丁目14番43号                 | 245-4372      | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F             | 751-0030         |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号           | 742-2910      | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号                   | 282-2825         |
| 岩田 登  | 中間市小田ヶ浦2丁目3番28号               | 244-4631      | 中村 勝郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                        | 771-4355         |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町綱ヶ丘2丁目4番6号              | 201-1671      | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番<br>22-207号                   | 791-6877         |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号           | 980-4425      | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計               | 761-4125         |
| 大庭 祥功 | 〃 本町3丁目2番23号                  | 751-3021      | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                      | 282-5792         |
| 岡部 勝成 | 〃 大字大鳥居425番地                  | 741-4403      | 西田 均  | 〃 水巻町宮尾台5番12号                           | 980-2190         |
| 小野 益博 | 〃 桜町3番9号                      | 751-0551      | 二宮 良則 | 〃 関延町高倉713番地1                           | 283-4393         |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木園地41番17号<br>K&Kビル2F  | 203-3001      | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海県楽筋                   | 246-1703         |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大学別府3178番地3              | 701-4180      | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                         | 751-0705         |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                 | 246-1685      | 野上 净治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                         | 553-0290         |
| 久保田浩一 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号         | 282-2825      | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                               | 283-4027         |
| 倉地 和敏 | 〃 南高陽6番12号                    | 282-2496      | 濱崎 勝  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ベサイドララ若松本館4F       | 761-6993         |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区中尾寿子税理士事務所             | 791-5881      | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                       | 201-6461         |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号         | 282-2825      | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                      | 741-5556         |
| 辻藤 博雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号             | 201-5591      | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                           | 244-5608         |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                | 244-4451      | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>大庭洋助税理士事務所         | 751-3021         |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勾町30番6号               | 701-3078      | 深田 満子 | 遠賀郡遠賀町大字高倉575番地                         | 283-2345         |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ベイサイドララ若松本館4F | 761-6993      | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                     | 741-4894         |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                | 555-1894      | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町の本5丁目10番18号                       | 293-3945         |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>アレステージ本町301号   | 090-2732-6266 | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                      | 741-2765         |
| 城野 博美 | 遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号              | 293-7137      | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                         | 291-5601         |
| 白石 哲則 | 〃 大字上別府594番地                  | 293-9278      | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号                         | 245-1600         |
| 鈴木 良樹 | 中間市鍋山町1-1<br>通谷クリーシャツ2F       | 980-1135      | 山口 徹也 | 北九州市若松区ひびきの1番8号<br>北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218         |
| 須山 博文 | 〃 通谷3丁目30番16号                 | 555-8533      | 山根 慎一 | 〃 高須南5丁目1番13号                           | 741-3205         |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階  | 701-3567      | 横山 了子 | 中間市通谷1丁目19番33号                          | 090<br>7983-9766 |
| 高司 基  | 中間市岩瀬西町4番39号                  | 245-5491      | 吉田 秀樹 | 〃 鍋山町16番1号                              | 245-5857         |
| 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目<br>5番1号      | 741-5775      |       |                                         |                  |

税理士法人

名 称 税理士会計 在地

電話

税理士法人 税理士会計 北九州市若松区白山1丁目9番4号

電話

電話

## 県税だより

〔福岡県と県内全市町村からのお知らせ〕

### 事業主の皆さまへ

◆福岡県内全市町村は個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業主の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となります。が、県内市町村統一で設定した基準に該当しないか、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行なうことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

|            |    |
|------------|----|
| 福岡県 特別徴収推進 | 検索 |
|------------|----|

お問い合わせ先

【制度に関するご質問】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎ 092・643・3049

【手続きに関するご質問】

各市町村個人住民税担当課

## 市町村税だより

〔新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した場合〕

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等は固定資産税が軽減されるという話を聞いたのですが？

A 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して令和3年度の1年分に限り、「事業用家屋」及び「償却資産」に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を「2分の1」または「ゼロ」とする軽減措置が設けられました。北九州市に「事業用家屋」や「償却資産」を所有し、認定経営革新等支援機関等から確認を受けて、本市に、令和3年2月1日(月)までに本特例の申告をされた方に適用されます。

【適用条件と特例率】

| 令和2年2月～10月までの運営する3ヶ月間の事業収入の合計額が前年同期間と比べて、 |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| 30%以上減少している者                              | 課税標準は2分の1 |
| 50%以上減少している者                              | 課税標準はゼロ   |

となります。

特例の対象となる中小事業者など詳細は、北九州市財政局税務部固定資産課ホームページをご覧ください。(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/26001057.html)

※北九州市外に「事業用家屋」、「償却資産」を所有している方は、当該資産所在地の市町村にお尋ねください。

〔年途中で土地の売買をした場合〕

Q 私は令和元年12月22日に、自分の土地売買契約を締結し、翌年の令和2年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。令和2年度の固定資産税は誰に課税されるのでしょうか？

A 令和2年度の固定資産税は、あなたに課税されます。地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになります。

※固定資産税の制度について詳しい説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

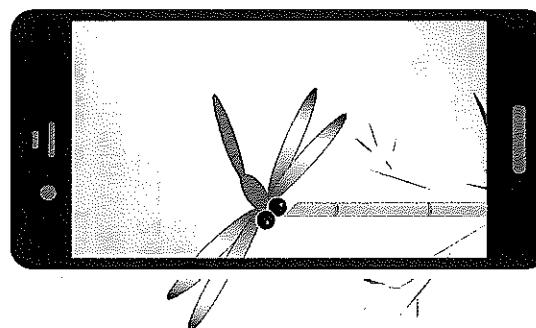
## スマホ写真の上達法

昔はフィルムの枚数を気にして慎重にシャッターチャンスを狙つてパシャリ。そんな時代からすれば今や誰でもスマホで仕上がりを見ながら枚数も気にせずパシャパシャ撮れる、随分便利になつたものです。でも「もつとお料理が美味しいように撮れれば」とか「お花をもつと綺麗に撮りたい」と思つたことはありませんか?そこで今回はスマホ写真ワクランクアップのお話。

その前に人間が物を見るときには眼を使ってますよね。でも眼は入ってきた光の情報を電気へ変換して視神経を通して脳に伝える役目を果たしているだけです。眼球はレンズ、実際には脳で見ているんです。脳には過去の知識が詰まっています。そこで眼から入ってきた電気信号に様々な補完が行われ、視覚情報を認識できるのです。例えば薄暗い部屋でも段々周りが見えてくる。これらは眼が慣れたのではなく脳が徐々に情報を分析したり過去の記憶で正しく見せようと補完しているのです。それもスーパーコンピューター京の24万倍のスピードで。

さてここからがカメラのお話。殆どのカメラには自動露出機能、簡単に言えば適正な明るさで撮る機能が備わっています。カメラの露出(EV値)はシャッタースピード、レンズの絞り、写す感度の三つで決定されます。そしてどうやって適正露出が決定されるかと言えばレンズを通して入ってきた様々な光の情報をから平

均点を探してそれが正しく写る様に調整されます。真っ白が全面に写ればカメラは「これは光が入りすぎてる」と判断しEV値を下ります。逆に真っ黒が全面に写れば「これは光量が足りない」と判断しEV値を上げます。カメラは常にグレーを目指しているのです。つまり白は明るいグレー、黒は暗めなグレーとして露出が決定されます。



結果として美味しいお料理が盛られる白いお皿が灰色に写って鮮やかさが台無しになつたりするのです。

そのためカメラには露出補正という機能があります。白いものを白く写すにはプラス1程度、逆に黒いものを黒く写すにはマイナス1程度補正してください。例え撮った後でもスマホのカメラに付いてる機能で露出を変える事が出来ます。

そして綺麗な写真に大切な要素は「光」を意識することです。花を明るく写そうとするとき太陽に対して順光(自分の背中から太陽光が射す)になります。ところが人間が見た

目では綺麗でも写真にすると平面的に写ってしまいます。一度逆光に近い(太陽光がレンズの正面から入る)状態で撮つてみて下さい。花びらを透ける鮮やかで透明感のある立体的な写真が撮れるかもしれません。そして朝夕の時間帯はより印象深い写真が撮れます。

もう一つ忘れてはならないのはカメラが許す限り被写体(写真の主体)に近づいて撮ることです。カメラには被写界深度という特性があります。これはレンズの絞り(光を通す量を調節する門)によって絞るほどピントが合う範囲が広く、逆に絞りを開くほどピントが合う範囲が狭くなる性質を持っています。ピントを合わせた距離から離れるほど画像がボケてきます。その性質を利用して被写体にできる限り近づいてシャッターを切れば背景や前景はボkehで何か分からなくなります。つまり写したいものとそれ以外をハッキリ区別することができるのです。おまけに近づいて撮ればレンズの中で被写体が占める面積が大きくなり結果としてそれが最も綺麗に写るように露出が設定されます。

まず、何を撮りたいのかハッキリさせて、それが最も美しく見える位置でシャッターを切る。人間やペットは相手の目にピントを合わせてカメラの位置を目線に捕える。ほんの少し意識して撮ることで見違えるように素敵な写真が撮れるはずです。カメラが人間の能力に近づくのはまだ先なので、それまでは腕とセンスでカバーしましょう。

## 中尾寿子税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

## 中村悦郎税理士事務所

税理士 中村 悅郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

## 仁部義宏税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

## 高司靖税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

## 松田剛和税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

## 大庭祥功税理士事務所

税理士 大庭 祥功  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279